

# 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会設置要綱

〔平成 25 年 5 月 31 日  
日本学術会議第 173 回幹事会決定〕

改正 平成 25 年 12 月 17 日 日本学術会議第 184 回幹事会決定  
平成 26 年 5 月 30 日 日本学術会議第 193 回幹事会決定

## (設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (職務)

第 2 委員会は、平成 24 年 9 月 11 日付けの「回答 高レベル放射性廃棄物の処分について」に関して、さらに学術的に検討すべき諸事項について調査審議する。

## (組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## (設置期限)

第 4 委員会は、平成 26 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

## (分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
暫定保管に関する技術的検討分科会	高レベル放射廃棄物の暫定保管に係るシナリオの想定（保管対象、保管規模、保管期間等）、シナリオに対応する暫定保管施設の形態と要求される基本技術仕様、立地条件、経済性等の検討、保管期間中の安全確保に関する検討、保管期間中に行うべきことと保管後の措置に関する検討に関すること	9 名以内の会員又は連携会員
暫定保管と社会的合意形成に関する分科会	高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する社会的に妥当な規範的基準、議論の進め方と合意形成手続き、取組体制と担当組織のあり方に関すること	13 名以内の会員又は連携会員

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年12月17日 日本学術会議第184回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年5月30日 日本学術会議第193回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。